

庄内町教育委員会議事録

令和3年第9回定例会

令和3年8月25日

庄内町教育委員会

庄内町教育委員会 令和3年第9回定例会 議事録

- 1 会議日程 令和3年8月25日(水)
 - 開会 午後2時00分
 - 閉会 午後3時30分
- 2 会議場所 庄内町役場 B棟 会議室1
- 3 内 容
 - 1 開 会
 - 2 議事録承認
令和3年第8回定例会議事録
 - 3 報告
 - (1) 経過報告【資料1】
 - (2) 庄内町外国語指導助手の次期任命予定者について【資料2】
 - (3) その他
 - 4 付議事件
 - 日程第1 議案第31号 庄内町教育委員会教育長職務代理者の指名について
 - 日程第2 議案第32号 令和2年度庄内町一般会計歳入歳出決算の認定に係る申出について
 - 日程第3 議案第33号 令和3年度庄内町一般会計補正予算(第5号)の申出について
 - 日程第4 議案第34号 条例制定の申出について(庄内町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)
 - 日程第5 議案第35号 条例制定の申出について(庄内町前田野目農村運動公園設置及び管理条例の設定)
 - 日程第6 議案第36号 条例制定の申出について(庄内町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)
 - 5 協 議
 - (1) 庄内町立幼稚園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について【資料3】
 - (2) 庄内町公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について【資料4】
 - 6 そ の 他
 - (1) 第10回教育委員会定例会の開催について
日時：令和3年9月28日(火)午後2時00分
場所：庄内町役場 B棟 会議室1
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合の対応について(一部改訂)【資料5】
 - (3) その他
 - 7 閉 会
- 4 出席者

教育委員(教育長職務代理者)	梅木 均
教育委員	太田 ひろみ(第二職務代理者)
教育委員	齊藤 雅子
教育委員	飯淵 義晃
- 5 欠席者 なし
- 6 傍聴人 なし
- 7 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者

教育課長	佐藤 秀樹
------	-------

社会教育課長	鶴巻 勇
社会教育課長補佐兼社会教育係長	阿部 浩
指導主事	高橋 一枝
指導主事	富山 裕二
教育課主査兼学校給食共同調理場所長	荒木 美紀
教育課主査兼学校教育係長	渡部 恵子
教育課主査兼教育施設係長	日下部 洋一
社会教育課主査兼図書館係長	佐藤 晃子
社会教育課主査兼文化スポーツ推進係長	堀 純子
教育課長補佐兼教育総務係長	佐藤 正芳

開 会	(午後2時00分)
教育長職務代理人	令和3年第9回庄内町教育委員会定例会を開会いたします。2議事録承認 令和3年第8回定例会議事録承認について、何かお気づきの点があればお願いします。議事録はよろしいですか。それでは3報告に移ります。 (1)経過報告 説明をお願いします。
教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長職務代理人	質問等ありますか。 無ければ、報告(2) 庄内町外国語指導助手の次期任命予定者について 説明をお願いします。
学校教育係長	(資料に基づき説明する。)
教育長職務代理人	質問等ありますか。 無ければ、報告(3) その他 何かありますか。 無ければ、付議事件日程第1議案第31号 庄内町教育委員会教育長職務代理人の指名について を議題とします。 教育長が不在でありますので、次期教育長が任命されるまでの期間となりますが教育長第二職務代理人を私から指名をしたいが、よろしいでしょうか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長職務代理人	それでは、教育長第二職務代理人として、引き続き太田委員を指名します。よろしくをお願いします。 次に、日程第2議案第32号 令和2年度庄内町一般会計歳入歳出決算の認定に係る申出について を議題とします。 説明をお願いします。
教育課長	(資料に基づき説明する。)
社会教育課長補佐	(資料に基づき説明する。)
教育長職務代理人	質問ありますか。
太田委員	今年度PCR検査の話が出ているが、その費用というのは来年度これに計上されるのか。
教育課長	今年度、濃厚接触者となった場合、学校復帰時にPCP検査をしたほうが良いとのこと役務費の手数料として予算措置している。
教育長職務代理人	その他質問ありますか。
齊藤委員	GIGA スクール構想への対応でネットワーク整備等しており、それに関連する委託料があるが、これは今後も発生する者なのか。
教育施設係長	昨年度発生した委託料については昨年度のみである。通信料等は今後も発生するものです。
教育長職務代理人	ネットワークの整備はいつ頃完成するものなのか。

教育施設係長	一人一台端末用に今回ネットワーク整備を図ったものであり、一応整備は完了となった。今後、端末の更新などにより通信容量が不足することがあるかもしれない。その場合は工事が必要となります。
教育長職務代理者	その他質問ありますか。 無ければ、議案第 32 号 令和 2 年度庄内町一般会計歳入歳出決算の認定に係る申出について 原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長職務代理者	異議なしと認め、議案第 32 号 令和 2 年度庄内町一般会計歳入歳出決算の認定に係る申出については原案のとおり可決されました。続いて、日程第 3 議案第 33 号 令和 3 年度庄内町一般会計補正予算（第 5 号）の申出について を議題とします。説明をお願いします。
教育課長	（資料に基づき説明する。）
社会教育課長	（資料に基づき説明する。）
教育長職務代理者	質問ありますか。 無ければ、日程第 3 議案第 33 号 令和 3 年度庄内町一般会計補正予算（第 5 号）の申出について 原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長職務代理者	異議なしと認め、議案第 33 号 令和 3 年度庄内町一般会計補正予算（第 5 号）の申出については原案のとおり可決されました。続いて、日程第 4 議案第 34 号 条例制定の申出について（庄内町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定） を議題とします。 説明をお願いします。
社会教育課長補佐	（資料に基づき説明する。）
教育長職務代理者	質問ありますか。 無ければ、議案第 34 号 条例制定の申出について（庄内町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定） 原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長職務代理者	異議なしと認め、議案第 34 号 条例制定の申出について（庄内町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定） は原案のとおり可決されました。続いて、日程第 5 議案第 35 号 条例制定の申出について（庄内町前田野目農村運動公園設置及び管理条例の設定） を議題とします。 説明をお願いします。
文化スポーツ推進係長	（資料に基づき説明する。）
教育長職務代理者	質問ありますか。 無ければ、日程第 5 議案第 35 号 条例制定の申出について（庄内町前田野目農村運動公園設置及び管理条例の設定） 原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長職務代理者	異議なしと認め、議案第 35 号 条例制定の申出について（庄内町前田野目農村運動公園設置及び管理条例の設定） は原案のとおり可決されました。続いて、日程第 6 議案第 36 号 条例制定の申出について（庄内町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定） を議題とします。 説明をお願いします。
図書館係長	（資料に基づき説明する。）
教育長職務代理者	質問ありますか。 無ければ、日程第 5 議案第 36 号 条例制定の申出について（庄内町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定） 原案のとおり決することでご異

	議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長職務代理人	異議なしと認め、議案第 36 号 条例制定の申出について（庄内町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定）は原案のとおり可決されました。続いて、5 協議（1）庄内町立幼稚園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について 説明をお願いします。
教育課長	（資料に基づき説明する。）
教育長職務代理人	質問ありますか。
飯淵委員	立川地域の子ども達全員が公立の幼稚園を希望した場合、余目第四幼稚園に入るスペースはあるのか。
教育課長	余目第四幼稚園で一番多い時で年中、年長で各 2 クラスの計 4 クラスあった。現在それぞれ 1 クラスなので、仮に全員希望された場合でもスペースはあると考えています。
齊藤委員	余目第四幼稚園の地区の子どもが認定こども園に入ることは可能なのか。
教育課長	認定こども園は、民間の法人が運営するものですので地域等を限定するものではないことから町内全域からの入園が可能です。
教育長職務代理人	他に質問ありますか。無ければ（1）内町立幼稚園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則についての協議を終わります。続いて（2）庄内町公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について 説明をお願いします。
社会教育課長補佐	（資料に基づき説明する。）
教育長職務代理人	質問ありますか。無ければ 2）庄内町公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則についての協議を終わります。 続いて 6 その他 第 10 回教育委員会定例会については 9 月 28 日（火）午後 2 時から とさせていただきますが如何でしょうか。
飯淵委員	28 日の午後 1 時 30 分から立川総合支所で他の会議があり、午後 2 時には間に合わない。開始時刻を 30 分遅らせることは出来ないか。
教育長職務代理人	他の委員のご都合は如何ですか。よろしければ午後 2 時 30 分からの開催とします。 続いて（2）新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合の対応について（一部改訂） 説明願います。
高橋指導主事	（資料に基づき説明する。）
教育長職務代理人	質問ありますか。 以前は、子どもが濃厚接触者の場合は検査結果が判明するまで、休校という措置を取ることにしていたが、今後は休校とはしないということか。
高橋指導主事	濃厚接触者となった場合でも一律に休校となるものではなく、状況により判断していくとするものです。
教育長職務代理人	他に質問ありますか。 無ければ（3）その他 何かありますか。無いようでしたら以上をもちまして令和 3 年第 9 回教育委員会定例会を終了します。